

## 浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき、家庭において入浴することが困難な重度身体障害者に対し、移動入浴車による入浴サービス事業（以下「入浴サービス事業」という。）を行うことにより、これらの者及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 入浴サービス事業の対象者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者（18歳以上の者であって肢体不自由2級以上に該当するものに限る。）であって、浜松市に住所を有し、次の各号に該当する者とする。

ただし、身体障害児であっても、成人と同様の体格であってホームヘルプサービス等他の施策を利用しての入浴が困難な場合については、当該事業の対象とする。

- (1) 家庭の入浴設備にて入浴することが困難な者
- (2) 医師が入浴を可能と認めた者（2年ごとの申請とする。）
- (3) 家庭内において入浴時に立会いのできる家族等がいる者
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく訪問入浴介護を受けることができない者

2 次の各号に該当する者は、居宅以外の場所において入浴サービス事業を利用することができる。

- (1) 居宅において第3条に定める入浴サービス事業が計画的に利用できない者
- (2) 他制度による入浴介助を受けることが困難な者
- (3) 入浴サービス事業実施場所まで送迎が可能な者  
(入浴サービス事業の内容等)

第3条 入浴サービス事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴の介護
- (2) 血圧、脈拍及び体温の測定
- (3) 健康相談及び生活等に関する助言
- (4) その他市長が必要と認める指導及び措置

2 入浴サービス事業を利用する者（以下「利用者」という。）の心身の健康状態等の理由により入浴サービスを実施できない場合には、利用者又は介助者の申し出により、部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）又は清拭サービスに替えることができる。

3 入浴サービスを受けることができる回数は、1週間あたり原則2回とする。

(委託)

第4条 市長は、介護保険法に基づく指定訪問入浴介護事業者の指定を受けている者に対し、入浴サービス事業を委託する。

(事業実施の届出等)

第5条 事業の実施を希望する事業者は、浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業実施(変更)届出書(第1号様式、以下「届出書」という。)により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の届出書を受理したときは、入浴サービス提供に係る人員、サービス提供者の資格及び運営に関する事項等を審査し、適当と認められた者を浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業実施施設・事業者台帳(第2号様式、以下「台帳」という。)に登載するとともに、台帳に登載された者(以下「登載者」という。)に対し浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業実施施設・事業者台帳登載通知書(第3号様式)を交付するものとする。

3 登載者は、届出の内容に変更が生じたときには、10日以内に、その内容について届出書を市長に届け出るものとする。

4 登載者が事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業廃止届(第4号様式)を市長に届け出なければならない。

(利用者負担額)

第6条 入浴サービス事業の利用者は、別に定める基準による利用料を本事業を受託する民間事業者等(以下「実施事業者」という。)に支払うものとする。

(利用の申請)

第7条 入浴サービスの提供を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、移動入浴サービス事業利用申請書(第5号様式)に医師の診断書(第6号様式)を添付して市長に申請をするものとする。

(入浴サービス実施の決定等)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請に係る利用者について、速やかに入浴サービス提供の適否を決定するものとする。

2 市長は、前条の規定により利用を決定したときは、移動入浴サービス事業利用決定通知書(第7号様式)により申請者に通知するものとする。

(辞退の届出等)

第9条 利用者は、入浴サービス事業の利用の必要が消滅したときは、速やかに市長に辞退の届出をするものとする。

2 市長は、前項の届出があったときのほか、次の各号の一に該当するときは、入浴

サービスを廃止することができるものとする。

- ( 1 ) 利用者が入院、又は施設へ入所したとき
- ( 2 ) 利用者が市外に転出したとき
- ( 3 ) 利用者が死亡したとき
- ( 4 ) その他市長が廃止する必要があると認めるとき

3 市長は、前2項の規定により廃止を決定したときは、移動入浴サービス事業利用登録(廃止・中止)決定通知書(第8号様式)により、利用者に通知するものとする。

( サービス提供の中止等 )

第10条 利用者は、病気その他の理由により、入浴サービスの利用ができないとき又は利用の再開を希望するときは、市長に届出るものとする。

( 備付書類 )

第11条 市長は、入浴サービス事業の実施にあたって、移動入浴サービス事業利用申請受理簿(第9号様式)を作成し、常にその記載事項について整理しておくものとする。

( 実施事業者への通知 )

第12条 市長は、第8条第1項または第9条第1項及び第2項の規定により利用の開始又は廃止を決定したときは、移動入浴サービス事業実施委託通知書(第10号様式)により実施事業者に通知するものとする。第10条の規定により利用の中止又は再開があった場合も同様とする。

( 実施場所の特例 )

第13条 第2条第2項に定める者が入浴サービス事業を利用する場合は、次の各号に該当する法又は児童福祉法に定めるサービス(以下「障害福祉サービス等」という。)を提供する事業所内において実施するものとする。ただし、対象者が障害福祉サービス等を利用している場合は、当該サービスを提供する事業所内において実施するものとする。

- ( 1 ) 入浴サービス事業実施場所を管理する者に、使用の承諾を得ていること
- ( 2 ) 移動入浴車の駐車場所が確保できること
- ( 3 ) 入浴サービス事業実施に必要な電気、ガス、水道及び排水設備等が使用できること
- ( 4 ) 障害福祉サービス等提供事業所が入浴設備を有していないこと

2 事業者は、前項に定める場所において入浴サービス事業を実施する場合は、移動入浴サービス事業居宅外実施届出書(第11号様式)により届け出るものとする。

( 報告 )

第14条 実施事業者は、市長から受託した事業の毎月の実施状況について、翌月10日までに、移動入浴サービス事業実施報告書（第12号様式）により、市長に報告しなければならない。

（委託料）

第15条 市長は、実施事業者が入浴サービス事業を行った場合は、別表に定める額を支払うものとする。

（実施体制）

第16条 実施事業者が入浴サービスを行う事業所に置くべき従業者は次のとおりとする。

（1）管理責任者

（2）保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条による免許を受けた者（以下「看護職員」という。） 1人以上

（3）介護職員 2人以上

2 前項第1号に掲げる管理責任者は事業所ごとに配置し、専ら当該移動入浴事業所の管理業務に従事する常勤職員とする。

ただし、当該移動入浴事業所の他の業務に従事する場合や、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合、管理業務に支障がないと認められるときにはほかの業務を兼ねることができる。

3 第1項第2号及び第3号に掲げる者のうち、1人以上は常勤職員とする。また、入浴実施体制は移動入浴車1台につき3人以上とし、うち看護職員1人、他2人は介護職員とする。

（移動入浴車の整備等）

第17条 実施事業者は、移動入浴車に特殊浴槽、湯沸器、ポンプ、ホース等を備え、利用者の居室において適切にサービスを実施できるよう整備するものとする。

（拠点整備等）

第18条 実施事業者は、サービスの効率的な実施を確保するために市内に事業所を設け、必要な移動入浴車、業務員等を配置し、サービスの実施に支障を生じないよう業務体制を整えるものとする。

（医療機関等との連携）

第19条 実施事業者は、サービスの提供時に利用者の病状等に急変が生じた場合その他必要があると認めた場合は、速やかに利用者の主治医又はあらかじめ実施事業者が定めた医療機関等と連携し、必要な措置を講じなければならない。

（事故の報告及び事故補償に関する協議）

第20条 実施事業者は、施行上事故が発生したときは、直ちに書面により事故の報

告を市長に通知しなければならない。

- 2 利用者の入浴中に生じた事故等により利用者に被害があった場合には、実施事業者は誠意をもって対応するものとする。ただし、利用者又は介護者等の責に帰すべき場合はこの限りではない。

(細目)

第21条 この要綱に定めるもののほか、入浴サービス事業について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

別表(第15条関係)

実施地域	委託料 (円/1回)
中山間地域 (北区(引佐町旧伊平村地区及び旧鎮玉村地区)、天竜区)	12,500
中山間地域以外	10,800

## 備考

第13条に定める場所において入浴サービス事業を行った場合の実施地域は、実施場所である事業所の所在地とする。

第 1 号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

事業者 所在地  
名 称  
代表者氏名

浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業実施(変更)届出書

移動入浴サービス事業の実施(変更)を次により届け出ます。

記

事業所(施設)名称		
事業所代表者氏名		
事業所所在地	〒 -	
電話番号		
F A X 番号		
指定状況	介護保険法に基づく指定訪問入浴介護事業者の指定を受けている	
	指定年月日	年 月 日
	登録番号	第 号
備 考		





第3号様式

浜 第 号  
年 月 日

様

浜松市長

浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業実施施設・事業者台帳登載通知書

年 月 日付け届出について、内容を審査した結果、浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業実施要綱第5条第2項の規定により、年 月 日をもって浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業実施施設・事業者台帳に登載したことを通知します。

なお、当該届出の内容に変更があった場合には、速やかに届け出てください。

- 1 事業所名称
- 2 事業所所在地

第 4 号様式

浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業廃止届

年 月 日

(あて先) 浜松市長

事業者 所在地  
名 称  
代表者氏名

浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービスを廃止しますので浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業実施要綱第 5 条第 4 項の規定により届け出ます。

記

廃止予定年月日	
事業所の名称	
廃止の理由	
現に事業を利用して いる者に対する措置	

第5号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 住所 浜松市  
氏名

移動入浴サービス事業利用申請書

次のとおり、移動入浴サービスを受けたいので申請します。

対象者	住所	浜松市			TEL	
	氏名		生年月日		年 月 日	
希望する理由						
日常生活動作	理解	1 問題ない 2 簡単なことは理解できる 3 全く理解できない	入浴	1 平常は1人で入浴できる 2 一部介助を必要とする 3 全面介助を必要とする 4 行っていない		
	歩行	1 杖等を使えば自分で歩ける 2 つたい歩きができる 3 付添が肩をかせば歩ける 4 歩行は全くできない	衣類着脱	1 自分でできる 2 一部介助を必要とする 3 全面介助を必要とする		
介護保険制度 利用状況	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5		
	利用中のサービスの種類と内容					
家族構成	氏名	年齢	続柄	職業	心身の状況等	
希望する事業所の 名称						
備考						
承諾	<p>1 利用者負担額決定のため、私の世帯の住民登録情報、税務資料、その他について、各関係機関に調査・照会・閲覧することを承諾します。 2 事業所から診断書の提供を求められた場合は、浜松市から事業所へ診断書の写しを提供することに同意します。</p> <p>年 月 日 利用者氏名</p> <p>扶養義務者氏名</p>					

# 診 断 書

住所

氏名

生年月日

年 月 日

1 既往症

2 現在症 皮膚疾患

無 ・ 有 (病名)

心疾患

無 ・ 有 (病名)

その他の疾患

3 入浴 入浴サービスを受けても支障がないか。

無 ・ 有

4 入浴実施時の指示について

血压

脈拍

体温

処置

その他

上記のとおり診断する。

年 月 日

住所

病院名

医師

印

第7号様式

浜 年 第 月 号  
年 月 日

(申請者) 様

浜松市長

移動入浴サービス事業利用決定通知書

年 月 日付で申請のあった移動入浴サービスについて、次のとおり決定したので通知します。

決定区分	1 実施します	2 実施できません
------	---------	-----------

決定区分が1のとき

対象者	住所					
	氏名			生年月日	年 月 日	
実施機関	所在地					
	名称					
利用決定期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
自己負担金額	利用者本人分			扶養義務者分		
	階層	負担基準額	上限月額	階層	負担基準額	上限月額
利用者及び 介護者の 遵守事項等	1 対象者が入浴前に承諾し、家族が確認してください。 2 入浴に際し、介護者が付き添ってください。 3 都合により入浴サービスを利用しない場合は入浴の前日の正午までに実施機関にご連絡ください。 4 入浴時のタオル、バスタオル、着替え等は移動入浴車到着前に準備し、すでに着用している衣類にも氏名を記入してください。 5 市外への転出や病院への入院などにより、入浴サービスの必要がなくなった場合は、各区社会福祉課へご連絡ください。 6 サービス利用時間について、適正な範囲内で実施します。					

決定区分が2のとき

(却下理由)

第 8 号様式

浜 第 号  
年 月 日

(申請者) 様

浜松市長

### 移動入浴サービス事業利用登録（廃止・中止）決定通知書

移動入浴サービスについて、次のとおり（廃止・中止）したので通知します。

対象者	住所			
	氏名		生年月日	年 月 日
申請者	住所			
	氏名		続柄	
決定の理由				
廃止年月日	年 月 日			
中止期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
備考				



第10号様式

浜 第 号  
年 月 日

(実施機関) 様

浜松市長

### 移動入浴サービス事業実施委託通知書

移動入浴サービス事業の実施を次により委託します。

記

対象者	住 所					
	氏 名			生年月日	年 月 日	
介護者	氏 名	年 齢	続 柄	職 業	心身の状況等	
利用決定期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
自己負担金額	利用者本人分			扶養義務者分		
	階層	負担基準額	上限月額	階層	負担基準額	上限月額
備考						



年 月 日

(あて先) 浜松市長

事業者 住所又は所在地

事業者名称

代表者氏名

印

## 移動入浴サービス事業居宅外実施報告書

浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業実施要綱第 2 条第 2 項に基づき、居宅以外の場所において移動入浴サービスを実施するため、次のとおり報告します。

なお、実施場所の管理者から、管理地の使用に係る承諾を得ています。

1 使用目的

2 使用場所

3 使用日時

4 実施場所管理者承諾欄

管理地内における移動入浴サービス事業の実施を承諾します。

年 月 日

承諾者 住所又は所在地

事業者名称

代表者氏名

印

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地  
氏名又は名称

移動入浴サービス事業実施報告書

様の 月分の移動利用入浴サービス事業実施状況を次のとおり報告します。

日 付	体温		脈拍		血圧		利用者負担額		備考	利用者 確認印
	前	後	前	後	前	後	本人	扶養義務者		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
計								円	円	回

# 請 求 書

金 \_\_\_\_\_ 円也

ただし、移動入浴サービス事業委託料( 年 月分)  
として上記のとおり請求します。

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所又は所在地

氏名又は名称

振 込 先	銀行 金庫 農協	本店 支店・営業部 出張所	普通預金 第 号 当座預金
	フリガナ 口座名義		

請 求 内 容	利 用 者					
	実 施 機 関					
	委 託 料 の 算 出 基 礎	区 分	単 価	回 数	利用者負担金額	公費負担金額
		<u>中山間地域( )</u> の 在宅重度身体障害者 移動入浴サービス事業	円		円	円
	<u>中山間地域以外</u> の 在宅重度身体障害者 移動入浴サービス事業	円		円	円	
備 考						

北区：引佐町旧伊平村地区及び旧鎮玉村地区、天竜区